

社会教育委員会議の傍聴に関する実施要領

(総則)

第1条 この要領は、社会教育委員会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴者の定員は、原則として10人とし、椅子席のみとする。

(傍聴人の決定)

第3条 傍聴しようとする者は、開会10分前までに会議場に直接来場することとし、その時点で定員を超えた場合は、抽選で傍聴人を決定し、定員に達しない場合は会議の開会時まで先着順に受け付けるものとする。

(傍聴章)

第4条 抽選により選出された傍聴者は、傍聴章（別記様式）の交付を受け、これを常時見えるところに着用しなければならない。

2 抽選により選出された傍聴者は、傍聴を終え退場するときは、前項の傍聴章を返却するものとする。

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。
- (7) メモ以外の目的で携帯電話等の電子機器を使用しないこと。ただし、議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (8) むやみに席を離れないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

(違反者に対する措置)

第6条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

- 1 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 社会教育委員会議傍聴実施要領は、廃止する。

別記様式

No. 1 社会教育委員会議
傍 聴 章
(お帰りの際は事務局にお返してください)